

県立特別支援学校の進路指導について

県内特別支援学校の進路指導においては、障がいのある児童生徒の教育的ニーズや実態の把握にもとづき、自立や社会参加に向け、個性や可能性を最大限に高めていくことで、一人一人に応じた進路が実現できるよう取り組んでいます。

■高等部卒業生の進路状況（国府支援学校）

[各年度3月31日現在の人数]

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
進学等	大学、専門学校等					
	職業訓練等		1		1	
福祉サービスの利用	療養介護	3				
	生活介護	7	8	11	14	16
	自立訓練			2		
	就労移行支援	5	7	1	3	1
	就労継続支援A型	8	4	5	4	1
	就労継続支援B型	11	14	15	7	17
就職	一般企業等	3	5	6	5	2
	自営等					
その他		2		2		1
合計		39	39	42	34	38

※職業訓練等には、テクノスクール、職業リハビリセンター等も含む。

※一般企業等には、公務員も含む。

※その他には、在宅、入院、転居等も含む。

【参考】 障がい福祉サービスの内容について

サービス	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

厚生労働省ホームページ「障害福祉サービスの概要」より抜粋